

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

平成30年10月22日

明日香村長 森 川 裕 一

1. 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

平成30年度 第404号 明日香村新庁舎建設事業発注者支援業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日の翌日から平成31年3月29日（金）まで（予定）とする。

(3) 委託業務の内容

本業務は、平成30年4月に発注した明日香村新庁舎建設基本設計の発注者支援、及び、実施設計・施工者選定の発注者支援を行うことを目的とする。

(4) 委託金額

金16,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2. 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (2) 発注者の業務支援者として、基本設計段階または、実施設計・施工者選定段階に於いて、発注者支援業務等同種業務を自社元請で行った実績があること。
- (3) 建築士法第5条に規定する一級建築士免許の登録をされている者（3月以上の恒常的な雇用関係がある者に限る。）を5人以上有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手の不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (6) 公告日から契約締結日までの間に、国及び地方公共団体から、それぞれの規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士、及びCCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャー）を社内に有すること。

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3. 業務委託者の選定方法

明日香村は、明日香村新庁舎建設事業発注者支援業務委託の業務委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、「審査基準」に基づき審査を行い、評価が高い応募者から順に、受託候補者1者、次点候補者1者を選定します。プロポーザルへの参加を希望される場合は、実施要領等を確認のうえ、参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。

尚、主な日程は、次のとおりです。

	内容	日時
①	実施要領の交付	平成30年10月22日（月）～ 平成30年10月31日（水）
②	参加申込書の提出	平成30年10月22日（月）～ 平成30年10月31日（水）
③	質問票の提出	平成30年11月 1日（木）
④	提案書の提出	平成30年11月15日（木）～ 平成30年11月22日（木）
⑤	プレゼンテーション及び、 ヒヤリング	平成30年11月27日（火）予定
⑥	審査結果の通知	平成30年11月下旬
⑦	契約の締結	平成30年11月下旬

4. 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

(1) 交付期間

平成30年10月22日（月）から平成30年10月31日（水）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 交付場所

明日香村役場 総合政策課
〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

(3) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 仕様書

- ③ 様式1 参加申込書
- ④ 様式2 参加者の資格要件、所属する技術者数及び有資格者数
- ⑤ 様式3 参加者の主な業務実績調書
- ⑥ 様式4 提案書表紙
- ⑦ 様式5 監理技術者の経歴等
- ⑧ 様式6 主任担当者の経歴等
- ⑨ 様式7 業務実施方針
- ⑩ 様式8 業務提案書
- ⑪ 様式9 質問票

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ (<http://www.asukamura.jp>) からダウンロードできます。

5. 参加申込書の提出

(1) 提出期間

平成30年10月22日（月）から平成30年10月31日（水）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

明日香村役場 総合政策課
〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

6. 質問書の提出

(1) 提出期間

平成30年11月1日（木）
（ただし、午前9時から午後5時まで）

7. 提案書の提出

(1) 提出期間

平成30年11月15日（木）から平成30年11月22日（木）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

明日香村役場 総合政策課
〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

8. 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しな

いものとする。

- (1) 契約候補者の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

9. その他

詳細は、明日香村新庁舎建設事業発注者支援業務委託公募型プロポーザル実施要領によるものとする。

10. 問い合わせ先

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地
明日香村役場 総合政策課
TEL 0744-54-2001 FAX 0744-54-2440